(参考資料-2)

H26年度からの重点化による審議方法について

〈H27年度委員会　試行継続〉

国土交通省　東北地方整備局

経緯；＜東北地方整備局事業評価監視委員会重点化方針＞

1. 平成19年度～25年度第3回委員会（従来からの重点化）

「東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領」の４(3)に基づき、一回当たりの審議件数が多い事業について、説明及び審議を重点的に実施する「**重点審議事業**」と、要点のみを説明し審議を実施する「**要点審議事業**」に審議事業を区分し、会議運営を重点的かつ効率的に実施してきた。

2. 平成25年度第4回委員会（平成25年10月18日）以降（新しい重点化）

事業費等に変更が生じた再評価事業及び事業計画に変更が生じた再評価事業については、「**重点審議事業**」として時間をかけて審議し、その他事業については、「**要点審議事業**」として各評価項目を一覧表等に整理して一括説明・一括審議を実施することにより、更なる審議の重点化を図ってきた。

（審議件数の多い道路事業及び港湾事業の再評価事業にて実施。河川関係事業及び事後評価については、従来の重点化を適用）

経緯

＜国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について＞

（平成25年11月1日　本省通知）

・前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合等については、費用対効果分析を実施せず、前回評価時の費用対効果分析結果を適用する。

・また、委員会資料としては、「事業カルテ」を基本とし、加えて、要因変化が無いことを確認した「判定票」を添付する。

・本運用は、各地方整備局事業評価監視委員会の意見を踏まえたうえで、適切に運用し、委員会の透明性・客観性及び円滑な運営に努めなければならない。

経緯：＜重点化についての取組み案について＞　　H25年度第6回委員会審議

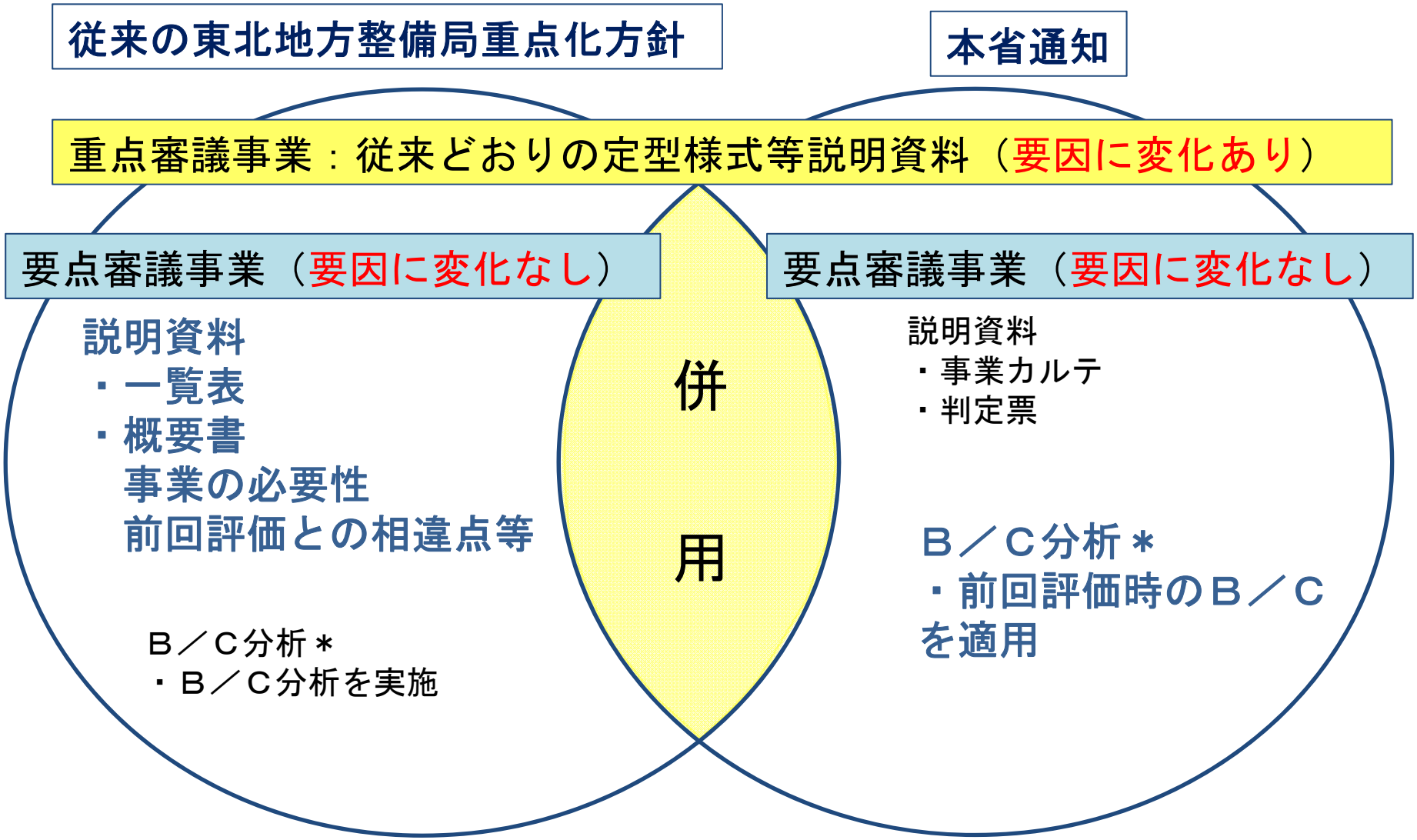

＊残事業が問題となる可能性のある事業は、重点審議事業に区分する
円内の青字部分について取り入れることで試行する

＜H26年度以降　東北地方整備局事業評価監視委員会の進め方＞

○ 新たな重点化についての取組みについて

H25年度第6回委員会にて試行を決定
東北地方整備局重点化方針と本省通知を併用

・重点審議事業
　従来どおりの説明資料（定型資料等）にて審議
・要点審議事業
　一覧表、概要書等の説明資料にて審議
　（B/Cについては、前回 の分析結果を採用する）

※　残事業が問題となる可能性のある事業は、重点審議事業に区分

○重点審議事業：個別説明・個別審議方式
○要点審議事業：一括説明・一括審議方式（道路事業、港湾事業）
○要点審議事業：一括説明・個別審議方式（河川関係事業）

H27年度　試行継続　　（H27.7.3　事業評価懇談会）